

(提案基準第8号) 特定流通業務施設に係る開発又は建築に関する基準

特定流通業務施設に係る開発又は建築については、次の要件のすべてに該当すれば、原則として法第34条第14号又は政令第36条第1項第3号ホに該当するものと認め、開発審査会に付議する案件として処理するものとする。

- 1 申請に係る特定流通業務施設とは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設であり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送に該当するものを除く。）の用に供する施設
 - (2) 倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫
- 2 申請地は、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 政令第29条の9各号に掲げる区域（市長が別に定める区域を除く。）でないこと。
 - (2) 高速自動車国道等のインターチェンジその他の社会資本等の周辺5キロメートルの区域内に所在していること。
 - (3) 原則として幅員9メートル以上の道路に通行の安全上、事業活動の効率上支障がないよう接続していること。
- 3 申請地周辺の環境を害さないよう緩衝帯等が適切に配置された計画であること。
- 4 申請者は、当該特定流通業務施設を営む者であること。
- 5 当該特定流通業務施設の立地について、市街化区域内に適地がないと認められる場合、又は適地があっても周辺地域において交通の安全に支障をきたし若しくは交通機能を阻害し又は居住環境を悪化させると認められる場合等、土地利用、交通、産業等の社会経済条件を総合的に勘案しやむを得ないと認められる合理的理由が存すること。
- 6 開発又は建築の完了予定期日は、許可の日から起算して3年以内であること。

(注) 要件2の(2)の「社会資本等」とは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行細則第1条第1項第1号に掲げる社会資本等とする。

(平成12年7月1日から施行)

(平成20年7月12日から施行)

(平成27年11月18日から施行)

(令和4年5月24日から施行)